

○東海国立大学機構監事監査要領

(令和2年4月1日 機構要領)

(趣旨)

第1条 この要領は、東海国立大学機構監事監査要項（令和2年度機構要項。以下「要項」という。）に定める監事の行う監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査計画)

第2条 監査計画に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 監査方針
- 二 実施計画
- 三 監査報告書の提出
- 四 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(監査事項)

第3条 監査事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 業務の監査
 - イ 業務方法書、規程、内規等の整備状況及び実施状況
 - ロ 年度計画に基づく組織及び制度全般の運営状況
 - ハ 人事管理状況
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか必要な事項
- 二 会計の監査
 - イ 決算の状況
 - ロ 予算の執行及び資金運用の状況
 - ハ 収入及び支出の状況
 - ニ 資産の取得、管理及び処分状況
 - ホ 契約の状況
 - ヘ 人件費の支給状況
 - ト イからハマまでに掲げるもののほか必要な事項

(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部局等の責任者に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知する。

(監査の方法等)

第5条 監事は、原則として次に掲げる方法等に則り監査を実施する。

- 一 監査対象部局等の長からの概況聴取
- 二 監査対象部局等の担当者からの個別聴取
- 三 帳票その他証拠書類の原本確認
- 四 書類と現物との照合確認
- 五 現地の調査
- 六 監査終了後の講評

2 監事は、可能な限り、既存資料の活用を図るよう努めるものとする。

(監査記録)

第6条 監査事務職員は、監査終了後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出する。

(監査報告書)

第7条 業務監査及び会計監査（年次監査）の監査報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 監査結果の概要
- 二 是正又は改善を要する事項
- 三 その他必要と認める事項
(その他)

第8条 要項及びこの要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事はその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。